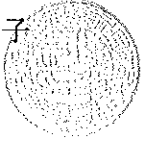


平成24年7月23日

株式会社 ポジティブドリームパーソンズ  
代表取締役 杉元崇将 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野美絵子



## ご 連 絡

当協会は、平成24年5月20日付「ご連絡」で、貴社に対して最新規約を反映した契約書及び関連書類一式のご送付をお願いしておりましたが、貴社より平成24年6月15日付で関連書類一式のご送付を頂きました。ご対応、ありがとうございます。

ところで、貴社から、貴社運営の全ウェディング会場において最新規約の内容に基づいた統一的な運用を図ることが困難とお申し出を受け、基本となる最新規約と内容が異なる箇所をコメントとして記載した書類等の送付も併せて受けましたので、以下のとおりご連絡いたします。

## 記

貴社は、当協会が貴社の規約に申入れを行った時点で既に複数のウェディング会場を運営なさっていました。したがって、会場ごとの事情により所定の金額、条件に差異が生じてしまう場合があります。当協会の申入れ時点から終了通知前までの間にご説明を頂くことが可能であったと思料いたします。とりわけ、今回貴社からいただいたコメントによれば、従前お示しいただいていた規約案に記載されていた料金よりも高額の申込金や追加料金を申し受ける会場があるとのこと。しかるに、これらの不利益な情報も含めて、規約が複数存在することについては当協会が終了通知を送付した後となるこの機になって初めて貴社から申出がなされました。当協会としては、申し入れ当事者間における最低限の信頼関係の維持との点から、貴社のこのような対応を極めて遺憾に思っております。さらに以下の2点について問題と考えておりますので、8月20日までにご回答下さい。

第1に、貴社から頂いた契約書等関係書類の規約部分の文字が極度に小さいことが非常に問題です。

契約書は、契約内容を後から確認するための資料にとどまらず、契約を締結する前提として、消費者が自ら負担しなければならない義務等契約内容を確認し、理解するために不可欠の書類です。それにもかかわらず、このように行間も狭く、極小の文字で記載された契約書で契約の締結をさせようとするのは、貴社が事実上消費者に契約内容の理解と確認を得ることを放棄しているに等しいといわざるを得ません。この点、早急に書式を改善されるよう申し入れます。

第2に、「5. ご披露宴等の時間と追加室料」の規定に関してですが、時間を超過した場合に追加室料を徴収する以上、披露宴等の開催時間（契約時間）の始期と終期を明示する必要があります。しかし、貴社の規約ではこの点が明確ではないため、延長料金を加算される場合の起算点が明確ではありません。

たとえば開始時刻について言えば、前の披露宴の時間が延長されたために、予定していた開始時刻よりも開始が遅れてしまうような場合、もともと予定されていた定刻を開始時刻とするわけにはいきません。このような場合に、どの時点をもって披露宴の開始時刻とすることになるのかを規約上明らかにする必要があります。また、終了時刻についても同様です。披露宴では、来客退出時に、新郎新婦と出入口付近で挨拶をすることがあり、事実上予定時刻を超過する場合は往々にしてあり得ることです。このような場合にどの時点をもって終了時刻とするのかの基準が示されておらず、消費者から見て超過料金を負担しなければならない場合の判断基準が不明確です。開催時間の始期と終期に関する基準は、追加料金の負担という消費者の負担に関わる重要事項ですので明示するよう申し入れます。

なお、当該披露宴の後に次の披露宴を控えている場合、建前上貴社は延長に応じられないはずですが、そのような場合もあり得ること、司会、その他演出に関わるスタッフ等、オペレーションに関わるスタッフの持ち込みが禁止されていることに鑑みれば、披露宴を時間通りに終えるための円滑な進行は、貴社並びに貴社が委託している司会者等のスタッフが主導せざるを得ません。したがって披露宴の延長料金の発生は、貴社及びスタッフが円滑な進行を実施した場合に初めて正当化されると言えます。始期と終期を明示する場合には、消費者にとってわかりやすい内容とすべきですが、他方で、延長の責任と負担を消費者に一方向的に負わせることの無いよう、妥当な内容になるよう善処されることをご検討下さい。

また、所定の時間を超過した場合の追加室料の設定額についてですが、基礎となる会場費や扱っている商品代金、役務を提供する司会者等スタッフの費用から算出される単位時間（貴社規約で言えば15分）あたりの金額に比して割高となる場合には、消費者にとって必要以上に負担を強いることになるため、追加料金の設定金額についてもご検討の上、善処いただくよう思料いたします。

なお、従前よりお知らせしておりますとおり、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

以上

(本件に関する連絡先)

〒108-8566

東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-3448-9736

FAX: 03-3448-9830